

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、変形労働時間制を導入するとともに、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正を踏まえ、職員の超過勤務の制限の対象となる者の範囲の拡大等をするほか、子育て部分休暇を導入するものです。

【条例改正の背景】

ワーク・ライフ・バランスの推進を目的として、公務の運営に支障がない範囲内において、職員の申告に基づく4週間を単位とする変形労働時間制[※]を導入します。また、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を踏まえ、仕事と育児、介護との両立支援及び柔軟な働き方を一層推進するため、条例を改正します。

※変形労働時間制においては、4週間を1つの単位期間として、職員の申告に基づき、4週間の勤務時間の合計が155時間となるよう時間を割り振って勤務することや、4週間に付き2日以内で週休日を追加することを可能とします。

【条例改正の内容】

- ①管理職員及び特別に定める職員に限り、変形労働時間制による勤務を可能とします。
- ②満3歳から小学校就学の始期に達するまでの子のある職員から当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、当該職員に超過勤務をさせてはならないこととします。
- ③小学校に就学している子を養育する職員は、1日につき2時間を超えない範囲で子育て部分休暇を取得できることとします。
- ④職員から介護の申出があった場合における意向確認等及び介護両立支援制度等の利用に係る措置を定めます。
- ⑤その他規定の整備

【施行期日】

令和7年4月1日